

# 住工共生の まちづくりの取り組み

かけがえのない本市の  
産業集積をまちの誇りに

東大阪市は、日本でも有数の工業都市として注目されている特徴のある都市です。東大阪市にとって住工共生のまちづくりを実現することは都市の更なる発展に欠くことのできないものであり、市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境を保全・創出する「住工共生のまちづくり」を総合的に推進するため、市民、モノづくり企業、建築主等、関係者及び市が総合的に取組んでいく住工共生のまちづくり条例を制定しています。

## 条例の概要

### 条例の目的（平成25年4月1日施行）

この条例は、住工共生のまちづくりについての基本理念を定め、市民、モノづくり企業、建築主等、関係者及び市の責務を明らかにするとともに、住工共生のまちづくりの推進に関する基本的な事項等を定め、市民の良好な住環境及びモノづくり企業の操業環境を保全し、創出することにより、住工共生のまちの実現に寄与することを目的としています。

### 基本理念

住工共生のまちづくりは、誰もが安全で快適に暮らせるまち、元気に働き活力あふれる経済活動が営まれるまち及びモノづくり企業が果たす役割の重要性を理解し、本市がモノづくりのまちであることに誇りを持てるまちの実現を図ることを旨としています。

### モノづくり推進地域について

モノづくり企業の集積を維持するため、市内の工業地域の全てと準工業地域の約91%を「モノづくり推進地域」に指定しています。

### モノづくり推進地域等で住宅建築等を行う場合に一定の手続きが必要となります

モノづくり推進地域で住宅建築を行う場合の建築主が対象となるルールと、工業地域や準工業地域で宅地や住宅の売買・賃借の仲介を行う宅地建物取引業者が対象となるルールを定めています。

### 住工共生まちづくり協議会を認定し、必要な支援を行っていきます

市内のそれぞれの地域で住工共生のまちづくりを推進することを目的とした一定の要件を満たす団体は、それを市が認定し、活動を支援していきます。また、協議会の活動区域とモノづくり推進地域が重なる地域を重点地区に指定して必要な支援を行っていきます。

## モノづくり企業の操業環境と市民の良好な住環境 の保全・創出を推進します。

### 工場を**新築・増築・取得**するとき

#### 住工共生モノづくり立地促進補助金

対象:モノづくり推進地域で新たに工場を立地するモノづくり企業・工場所有者・土地所有者

条件:延床面積500㎡以上(工業専用地域は1,000㎡以上)

補助:**土地・家屋の固定資産税・都市計画税**の一定割合を**3**年間補助



### 工場を**移転**するとき

#### 工場移転支援補助金

対象:市内の工業専用地域とモノづくり推進地域以外に立地するモノづくり企業

条件:工業専用地域又はモノづくり推進地域へ移転すること

補助:上限**500**万円 補助率**1/2**



### 騒音・振動対策を**する**とき

#### 相隣環境対策支援補助金

対象:市内モノづくり企業

条件:周辺住民の生活環境の保全を図るために、騒音又は振動の対策を行うこと

補助:上限**300**万円 補助率**1/2**



### モノづくり企業に**土地**を売却するとき

#### 事業用地継承支援対策補助金

対象:土地の売主

条件:モノづくり推進地域の既存の事業用地を引き続きモノづくり企業に売却すること

補助:売買金額の**3%**以内 上限**500**万円



MONOZKURI CITY

東大阪市

HIGASHIOSAKA

WHERE THE ANSWER IS

【お問い合わせ先】

都市魅力産業スポーツ部 モノづくり支援室

TEL 06-4309-3177 Mail : monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp